2017年度第2回京都地区教職課程研究連絡協議会主催教員免許事務勉強会資料（小野）

１．『変更届と課程認定申請書の違い』について

この年度末に新旧対照表を2つ提出する（場合によっては1つ）

|  |
| --- |
| （1）平成30（2018）年度からの変更届新旧対照表　→　変更がある大学のみ提出  （2）平成31（2019）年度からの再課程認定申請書新旧対照表　→　全大学が提出 |

（1）変更届新旧対照表について

① 現行課程（2000～2018年度入学生対象）にかかる変更届

② 平成30（2018）年度に入っても平成30（2018）年度の期中で平成30（2018）年度の変更に係る変更届を提出して変更することは可能（主に専任教員（死亡、休職による専任教員変更））。期中で専任教員の交代が生じなければ、通常は年度末に提出することがほとんど。

▼変更届の提出時期に関する規定（免許法施行規則第21条第2項）

|  |
| --- |
| 2　大学の設置者は、前項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。 |

前項第五号に掲げる事項＝教育課程

③ 現行課程の変更届は平成30（2018）年度期中の変更届提出がなければ平成29（2017）年度末提出で最後になる。新課程の認定により現行課程は取り下げになるからである（今回に限り自動取り下げ）。取り下げた課程については変更が生じても変更届は不要という取り扱いになっている。

▼平成30年度開設用手引き（142頁）

|  |
| --- |
| 取り下げた課程において、教育課程の変更や専任教員の異動等が生じた場合には、変更届を提出する必要はない。 |

平成31年度開設（再課程・通常の課程認定）を除く例年の通常の課程認定申請であれば認定がきまったらその年度末までに改組元の学科の取り下げ届を提出することになっている。

（2）再課程認定申請書新旧対照表

① 認定年度（平成31年度）でないと変更届は提出できない（変更届は教職課程の初年次の活動開始以降に変更が生じた場合に提出することとなっているため〈別紙平成28年7月4日教員養成部会資料〉）。

▼教職課程再課程認定等説明会質問回答集（平成29年8月28日版）

No.554

|  |
| --- |
| Q　（現行で言う）教科に関する科目について、平成32年度から通年科目を大幅に半期化することを検討している学科がある。授業内容の変更を伴わない半期化であるが、平成32年度の変更届で対応してもよいか。  A  ○平成32年度からの変更であれば、変更届での対応となる。  ○ただし、「通年科目の半期科目化」は「科目の廃止・新設」扱いとなるため、留意していただきたい。 |

No.566

|  |
| --- |
| Q　再課程認定申請を行った学部・研究科において、平成31～34年度の間、カリキュラムの見直しや教員の採用を行わないということは現実的に難しい。平成31年度については、申請書類に基づく教育課程・教員組織を維持したうえで、平成32年度以降については、学部・研究科によるカリキュラムの見直し等を、変更届により届出することは、やむを得ざる事象に含まれるという理解でよいか。  A　新課程の開始（平成３１年４月）以降に生じた変更については、変更届を提出する。 |

② 免許法施行規則第21条第2項の規定により変更する前までに変更届を提出することとなっている。前期の開始が4月初旬であるので4月当初に変更届を提出して専任教員を変更することは理屈上可能だが、審査をすり抜ける脱法行為としてみられる可能性が高い。

③ 現実的には後期担当者が変更になったということで前期末に提出するのが認定後最速の提出可能時期だと考えられる（前期中に死亡退職や休職が生じた場合はやむを得ない事情といえるため提出は怪しまれない）。

④ 一般的には認定後1年経過した平成31（2019）年度末の変更届で変更するのが多いのではないかと考える。

⑤ 申請書提出後平成30（2018）年度中に平成31（2019）年度の計画が変更となる場合は教職課程認定審査運営内規の手続きによらなければならない。

▼教職課程認定審査運営内規

|  |
| --- |
| ６ 教職課程の認定後に計画を変更する場合の取扱いについて  （１） 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の点に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。  ① 専任教員を変更する場合  ② ①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合  ③ ①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合 |

この件に関するQ＆Aとして[「教職課程再課程認定等説明会質問回答集（平成29年8月28日版）」](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2017/08/29/1388004_6_1.pdf)No.42において次のとおり回答されている。

|  |
| --- |
| ○「教職課程認定審査運営内規」に基づく変更については、平成31年度開設の教職課程の認定書の送付時期が平成31年2月～3月となる予定のため、申請時期などについて従前と取扱いが変更となる見込みである。詳細については検討中 |

★平成30（2018）年度末に提出する変更届は特別支援学校（再課程認定申請を行っていない特別支援学校教諭課程に限る）と免許法施行規則第66条の6に定める科目以外はないということになる。

▼教職課程再課程認定等説明会質問回答集（平成29年8月28日版）

No.485

|  |
| --- |
| Q　66条の6に規定する科目についても再課程認定申請の対象となるのか。平成31年度から科目名称等変更になる場合も、29年度中にその科目名等を決定し、申請書に記載する必要があるのか。  A  ○施行規則第66条の6に関する書類は提出不要であるため、29年度中に変更内容を確定させる必要はない。  ○平成31年度より施行規則第66条の6に関する変更を行う場合は、従前通り前年度末までに変更届を提出する。 |

No.551

|  |
| --- |
| Q　「施行規則66条の6に関する提出の書類は不要」とあるが、平成31年度より、66条の6に開設している科目名称等を変更する場合等はどのような手続きを取ればよいか。  A　従前通り、前年度（平成30年度）末までに変更届を提出する。 |

２．シラバスに含むべきコアカリキュラムの割合

⇒明確な数字は示されていない。

（1）教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会（第2回）（平成28年9月7日）　議事要旨抜粋（下線部は小野が引いた。以下同じ。）

【委員】

教職科目の中でも、例えば教員の在り方といった人間に関わるような部分についてどこまで規定できるか、あるいは技術的なものについてはしっかり規定できるのではないか等、具体的に検討を進めて行く中で、領域によって定めるべき割合も変わってくる。それらを総体として見ると7、8割とか3分の2になると考えられないか。

【委員】

大学の立場からはこれだけのことを共通事項として教えるという場合に、1科目15回の授業の中で何回行うのか、何単位分必要なのかということを考えてカリキュラムを作っていくことになるため、ある程度具体的に踏み込んだレベルまで定める必要があると思う。

【委員】

教職課程において、何割が共通であるべきかを議論することは、今の段階では難しいのではないか。様々な方々の知見を頂きながら、教職科目の中で教員として必要なものとしてどのようなものをやるべきなのか、コアとなるべきものは何なのかということを一度棚卸ししてみないと分からないのではないか。その過程を経て精査していってそれが全体のどのくらいの割合になるのか決めればよいと考える。

【委員】

コアカリキュラムとして定める割合について、確かに棚卸しも必要だが他の分野のコアカリキュラムの共通が3分の2、あるいは7割なので、この共通を外してしまうとコアカリキュラムにならないと思う。したがって、コアカリキュラムの表現の仕方やコアカリキュラムとして定める割合等々は、やはり他の分野と足並みをそろえた方が良いと思う。そのことを前提にしながら棚卸しをするのは賛成。

（2）教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会（第4回）（平成29年3月27日開催）　議事要旨抜粋

【委員】

医学や獣医学の他の分野でもコアは大学の養成カリキュラムの3分の2程度という目安があった。どの分野も共通で3分の1程度が大学独自の工夫で発展的なものもできるという意味で、全ての養成カリキュラムを決めたものではないという前提があったと思う。

コアカリキュラムの目的も同じ趣旨で述べているが、具体的にそれを作る大学側としては、どういうイメージでそれを捉えたらいいのかということが、これを読んでも曖昧としている。

一般目標、到達目標もあるが、それを3分の2と捉えて、そこに大学側が独自に到達目標とか一般目標を加えるというイメージなのか。それとも、カリキュラムマップに大学独自の新たな科目として3分の1加えるというイメージなのか。そこが分からない。

【事務局】

全体で共通的に修得すべき教育内容を定めたものなので、各事項にさらに。具体的に3分の1という割合については今回定めないということにしたが、例えば道徳教育等々、それぞれの事項において、更に深掘りを頂く部分が一定割合必要だと。さらに、そもそも教職課程の構造として、大学の必要単位数のうちの一部が教職課程なので、教職課程以外の部分においても上乗せをすることが必要。いずれも必要と考えている。